

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日には、  
翌日の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 新たに生じた土地の確認(地方課)
- 字の区域の変更(三件) (〃)
- 生活保護法による医療機関の指定(社会課)
- 生活保護法による診療所の廃止(〃)
- 結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)
- 騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定等(環境保全課)
- 臨時種畜検査の実施(畜産課)
- 土地改良区の役員就退任(二件) (農村整備課)
- 土地改良区の役員住所の変更(〃)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件) (農村整備課)
- 土地改良事業の認可(三件) (〃)
- 土地改良法による換地処分(〃)
- 保安林の指定予定(造林課)
- 保安林の指定の解除予定(〃)

### ◇ 公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞(〃)

## 告 示

### 鳥取県告示第九百五十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、岩美町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(平成二年六月一日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

岩美町大字大谷字東町田濱二一八二の三八一の地先

一七二・一七五・二九平方メートル

鳥取県告示第九百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による新庄地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成二年一月十八日現在の地番による。）
大字三谷字長谷	大字三谷字長谷のうち九二、九二次一、九三から九六まで、九六次一、九七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字三谷字山追作	大字三谷字山追作のうち六〇八の五以外の区域
大字三谷字山長谷	大字三谷字長谷九二、九二次一、九三から九六まで、九六次一、九七の二及びこれらと一体をなす国有地 大字三谷字山追作六〇八の五 三谷字山長谷の全域

鳥取県告示第九百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、船岡町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による新庄地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成二年一月十八日現在の地番による。）
大字船岡字新庄谷	大字船岡字新庄谷のうち一四六二の一部、一四六三の一部、一四六七の一部、一四六九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字船岡字國庄谷	大字船岡字國庄谷一四八三から一四八五までの一部、一四八七の二の一部、一四八七の四から一四八七の七までの一部、一四九二の一部、一四九三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字船岡字國庄	大字船岡字新庄谷一四六二の一部、一四六三の一部、一四六七の一部、一四六九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字船岡字國庄谷のうち一四八三から一四八五までの一部、一四八七の二の一部、一四八七の四から一四八七の七までの一部、一四九二の一部、一四九三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第九百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成二年六月一日現在の地番による。）
岩美町大字大谷字東町田濱	岩美町大字大谷字東町田濱の全域 岩美町大字大谷字東町田濱二一八二の三八一の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第九百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
渡部外科医院	境港市上道町一九九〇	平成二年十月十八日
小森眼科クリニツク	境港市元町一八〇三―七	〃
井東眼科クリニツク	倉吉市新陽町二二―二	平成二年十月三十日
あけしま歯科医院	倉吉市幸町五〇七―一八	〃
田中整形外科医院	鳥取市行徳は三三二	平成二年十一月七日

鳥取県告示第九百五十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
渡部外科医院	境港市上道町一九九〇	平成二年九月二十日

田中整形外科医  
院

鳥取市行徳は三三二

平成二年十一月一日

鳥取県告示第九百六十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小森眼科クリニック	境港市元町一八〇三―七	平成二年十一月二十二日
井東眼科クリニック	倉吉市新陽町二―二	〃
山根医院	境港市元町一三二	〃

鳥取県告示第九百六十一号

公害対策基本法（昭和四十二年法律第三十二号）第九条第二項及び環

境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第五百十九号）本則第二項の規定により、騒音に係る環境基準（昭和四十六年五月二十五日閣議決定）第一の地域の類型をあてはめる地域を次のとおり指定し、及び当該基準に係る時間の区分を次のとおり定める。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 地域の類型をあてはめる地域

地域の類型	地 域
A	鳥取市の区域のうち都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第九条第一項から第三項までに規定する第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
B	鳥取市の区域のうち都市計画法第九条第四項から第七項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

二 時間の区分

時間の区分	時 間
朝	午前六時から午前八時まで
昼 間	午前八時から午後七時まで

夕	午後七時から午後十時まで
夜 間	午後十時から翌日の午前六時まで

鳥取県告示第九百六十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	平成三年一月八日 午前十時から	検査場所	東伯郡赤碕町大字松谷 鳥取県畜産試験場	家畜の種類	牛
------	--------------------	------	------------------------	-------	---

鳥取県告示第九百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり瑞穂地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	村上 快一	気高郡気高町大字土居一三四
"	堀尾 亮治	大字重高四五
"	堀尾 浩	九五
"	堀尾 覚	大字二本木四〇
"	島岡 永明	大字下坂本九三
"	宮石 健司	二二八
"	岩岸 一	二八八
"	大山 節	六一一
"	田中 寿信	大字日光六四五
"	山根 正雄	大字上光五二六一
"	早稲田 清親	七九三一一
"	富川 卓次郎	六二二一一
"	北村 正博	大字下光元二七二
"	居川 義雄	三二六一一
"	山崎 俊宏	大字常松一九六
"	北村 仁美	三〇三
"	吉田 廉	大字富吉二一六

岡本武志 二二二  
 吉田義夫 八五  
 渡辺順一 気高郡気高町大字重高九一  
 谷川昭雄 大字下坂本四七〇  
 山中重夫 大字上光五六六一一  
 奥田義昭 大字常松二六八  
 平成二年三月二十五日退任

就任した役員の氏名及び住所  
 理事 村上快一 気高郡気高町大字土居一三四  
 堀尾亮治 大字重高四五  
 堀尾浩 九五  
 石田 愈 大字二本木九一  
 島岡永明 大字下坂本九三  
 宮石健司 二二八  
 岩岸 一 二八八  
 大山 節 六一一  
 田中寿信 大字日光六四五  
 山根正雄 大字上光五二六一一  
 早稲田清親 七九三一  
 門脇善昭 四七五  
 富川卓次郎 六二二二  
 北村正博 大字下光元二七三  
 居川義雄 三二六一

山崎俊宏 大字常松一九六  
 北村仁美 三〇三  
 吉田 康 大字富吉二一六  
 岡本武志 二二二  
 吉村国雄 二〇九  
 渡辺順一 気高郡気高町大字重高九一  
 谷川昭雄 大字下坂本四七〇  
 山中誠一 大字下光元二三六  
 奥田一郎 大字常松四一九  
 平成二年三月二十六日就任 任期四年

鳥取県告示第九百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大河内土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所  
 理事 古林一郎 倉吉市大河内四八四  
 牧 富男 五〇七一八

就任した役員の氏名及び住所

理事	佐々木 昭義	倉吉市大河内三八三	四一五
〃	牧 一敏	〃	四一五
〃	佐々木 敏	〃	三八七
〃	佐々木 長男	〃	四四二
〃	牧 敏徳	〃	四四三
〃	古 林 一 郎	〃	四八四
〃	佐々木 正美	〃	四六九一
〃	牧 茂幸	〃	五二五
〃	牧 美鶴	〃	五二一
〃	牧 正行	〃	五〇七八
監事	牧 喜和雄	倉吉市大河内五二四	三七四
〃	川 福 正 光	〃	三七四

平成二年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第九百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり光徳土地改良区から役員の仕事に變更を生じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	上村 和義	
	変更前	西伯郡名和町大字豊成一六〇一五
変更後	西伯郡名和町大字豊成一六〇一一	

理事	近藤 義英	
	変更前	西伯郡名和町大字豊成九五四
変更後	西伯郡名和町大字豊成三〇一六	

鳥取県告示第九百六十六号

郡家町が行う土地改良事業（新農村地域定住促進対策事業山田地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十二月十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十七号

河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）南円通寺地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十二月十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十八号

溝口町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業溝口（大坂上）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し



二 縦覧に供する期間

平成二年十二月十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原十二号）地区農業用排水）を平成二年十二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（小原）地区農道整備）を平成二年十二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業河原地区暗きよ排水）を平成二年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、船岡町が行う土地改良事業に係る新庄地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十三号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡泊村大字泊字後島一四二二の一三

二 指定目的

風害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字大井字岩井谷五二六の二・五二六の五・五二六の七

(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の

規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年十二月十一日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	パンチビート	株式会社ソフィア

鳥取県公安委員会告示第九十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成二年十二月十一日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

一 聴聞の期日及び場所

平成二年十二月十九日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎

七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

(一) 鳥取市戎町四六〇

草野淳子

(二) 鳥取市末広温泉町二五三―五

橋本郁夫